

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

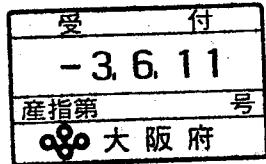
産業廃棄物処理計画書

令和3年6月11日

大阪府知事 殿

提出者

住所 大阪府大阪市北区紅梅町2-18



氏名 松井建設株式会社大阪支店

執行役員支店長 忽那 次男

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6356-5121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	松井建設株式会社大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市北区紅梅町2-18
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 6,834百万円
③従業員数	70人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面-1)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥		廃プラスチック類	
		排 出 量	1462 t	26.6 t	
(これまでに実施した取組)					
②計画	・発生量の少ない工法を採用 ・梱包材の簡素化 ・石膏ボード、木材のプレカット化				
	【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥		廃プラスチック類	
		排 出 量	1315.8 t	23.9 t	
(今後実施する予定の取組)					
・発生量の少ない工法の検討 ・梱包材の簡素化推進 ・石膏ボード、木材のプレカット化推進					

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・躯体施工時、5品目、仕上げ施工時、8品目を基本に分別 ①コンクリートがら ②金属くず ③木くず ④廃プラスティック類 ⑤混合(可燃・不燃) ⑥段ボール ⑦ ボード類 ⑧ 缶類
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・狭小作業所における集積場の整備 ・混合廃棄物の分別精度の向上

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
9.1 t	184.1 t	4 t	2 t

②計画

紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
8.2 t	165.7 t	3.6 t	1.8 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類
37.4 t	499.8 t	94.1 t	90.4 t

②計画

廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類
33.7 t	449.8 t	84.7 t	81.4 t

### 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

#### ①現状

建設混合廃棄物（安定型）	建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	
4.5 t	119.9 t	3.8 t	t

#### ②計画

建設混合廃棄物（安定型）	建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	
4.1 t	107.9 t	3.4 t	t

## (第3面-1)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】	
産業廃棄物の種類	—
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t
(これまでに実施した取組)	
①現状	
【目標】	
産業廃棄物の種類	—
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t
(今後実施する予定の取組)	
②計画	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】	
産業廃棄物の種類	—
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t
自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	— t
(これまでに実施した取組)	
①現状	
【目標】	
産業廃棄物の種類	—
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t
自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	— t
(今後実施する予定の取組)	
②計画	

## (第4面-1)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1462 t	26.6 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1462 t	26.6 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を 選別し、書面による契約を実施している。			

## (第4面-2)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

t	t	t	t

## ②計画

t	t	t	t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
9.1 t	184.1 t	4 t	2 t
0 t	116.9 t	0 t	0 t
9.1 t	184.1 t	4 t	2 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## (第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

t	t	t	t

## ②計画

t	t	t	t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類
37.4 t	499.8 t	94.1 t	90.4 t
0 t	0 t	0 t	0 t
37.4 t	499.8 t	94.1 t	90.4 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面-4)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設混合廃棄物（安定型）	建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	
4.5 t	119.9 t	3.8 t	t
0 t	0 t	0 t	t
4.5 t	119.9 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

## (第5面-1)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
		全処理委託量	1315.8 t	23.9 t
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
		再生利用業者への処理委託量	1315.8 t	23.9 t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
②計画		(今後実施する予定の取組)		
		・可能な限り、優良認定処理業者から選定する。		
		・電子マニフェストの導入を推進するために、できるだけ電子マニフェスト対応可能業者に委託している。		
※事務処理欄				

## (第5面-2)

## ②計画

紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず
8.2 t	165.7 t	3.6 t	1.8 t
0 t	105.2 t	0 t	0 t
8.2 t	165.7 t	3.6 t	1.8 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## (第5面-3)

## ②計画

廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類
33.7 t	449.8 t	84.7 t	81.4 t
0 t	0 t	0 t	0 t
33.7 t	449.8 t	84.7 t	81.4 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面-4)

②計画

建設混合廃棄物（安定型）	建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	
4.1 t	107.9 t	3.4 t	t
0 t	0 t	0 t	t
4.1 t	107.9 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別添 1 処理工程図

産業廃棄物処理業者に委託している。

- ・汚泥：再生処理業者に委託、脱水処理→再生土として再資源化
- ・木くず：再生委託業者に委託、破碎、チップ化して合板用、燃料用に再資源化
- ・がれき類（アスファルト・コンクリート）：再生業者に委託、破碎、粒度調整後、再生骨材に再資源化
- ・廃蛍光灯類：再生業者に委託、中間処理、破碎、再資源化
- ・廃プラスティック：再生業者に委託、中間処理、破碎、原料、燃料用に再資源化
- ・ガラス、コンクリート、陶磁器くず：再生業者に委託、中間処理、破碎、ガラス、セメント、原料用に再資源化
- ・繊維くず：再生業者に委託、破碎、中間処理、PDF原料、ボイラー燃料用に再資源化
- ・紙くず：再生業者に委託、破碎、中間処理、紙原料用に再資源化、

## 別添2 管理体制図

管理体制図

本社 経営層

↓

本社 建設本部 安全品質環境部 品質環境課

↓

支店 安全品質環境部 品質環境課

↓

作業所 統括安全衛生責任者・環境対策責任者・廃棄物排出事業所責任者・自衛消防隊長

↓

作業所 元方安全衛生管理者・環境対策担当者・廃棄物排出事業所担当者・自衛消防副隊長

↓

作業所 所員 環境対策担当者・廃棄物排出事業所担当者

↓

職種毎協力会社・産業廃棄物処理業者